

管轄が異なる豚熱疫学関連 2 農場への同時防疫対応

熊谷家畜保健衛生所

○杉山 公一・増田 淳

I はじめに

令和3年12月25日に宮城県丸森町の養豚場で国内76例目の豚熱が発生した。

発生農場は、一貫農場として肥育豚をと畜場に出荷する他、種豚場として繁殖豚の生体販売や種豚から採取した精液を販売していたため、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(以下、指針)に基づき、発生農場からの豚の移動や、導入した精液で人工授精をおこなった東北、関東、中部地域の11県26農場約900頭が疑似患畜となり、殺処分を行った(図1)。

本県では管轄が異なる2農場で疑似患畜の殺処分などの防疫措置を実施したので、その概要について報告する。

国内76例目の豚熱発生について

- ・発生日
令和3年12月25日
- ・発生場所
宮城県丸森町
- ・飼養頭数
約7,000頭 一貫(種豚)農場

発生農場

繁殖豚の生体販売、種豚から採取した精液販売

11県26農場約900頭が疑似患畜に！

II 本県の疫学関連 2 農場の概要

国内76例目豚熱発生に係る疫学調査の結果、本県では2農場が発生農場から直近21日以内に精液を導入したことが判明した。当所管内である上里町のA農場では導入精液で7頭人工授精を行ったことを確認した。また、川越家畜保健衛生所(以下、川越家保)管内のB農場は8頭人工授精したことを確認、指針に基づき2農場15頭が疑似患畜として殺処分対象となった。

図1：国内76例目豚熱発生の概要

本県の疫学関連2農場について



2農場15頭について殺処分

図2：本県の疫学関連農場

III 本県の特定家畜伝染病発生時の防疫措置について

本県で特定家畜伝染病が発生した場合、現地の防疫対策を実施する「埼玉県特定家畜伝染病現地対策本部」を設置し、対策にあたる。県内の何処の農場で発生しても各家畜保健衛生所の役割は事前に決まっており、熊谷家畜保健衛生所は、発生農場担当として発生農場における防疫作業の総括の役割を担っている(図3)。

また発生農場の防疫措置には畜舎配置図、畜舎内配置図、埋却予定地、農場内の舗装状況、農場内の障害物など様々な情報が必要で、作業車両や重機、作業導線を決める上で不可欠な情報である（図4）。

畜舎配置図や埋却予定地については県庁家保間で事前に共有できているが、細かな情報については平時から農場を巡回している管轄家保が熟知している。



図3：現地対策本部の構成



図4：防疫措置に必要な情報

IV 疫学関連 2 農場への防疫対応と経過

2農場への対応については、①管轄家保が農場現場状況を熟知していること、②集合施設と消毒ポイントの設置予定がないため、担当する川越家保に人員的余裕が生じたことから管轄家保が防疫措置を行った方が迅速に対応できると判断した。

しかし、川越家保は発生農場担当としての殺処分や埋却に関する技術や知見が不足し、課題が生じた。そこで当所から熟練した職員を2名川越家保へ派遣し、防疫作業を支援した（図5）。

防疫作業従事者は殺処分に家畜防疫員がA、B農場へそれぞれ3名、消毒、埋却作業に各農場へ2名従事した。建設業協会については埋却作業のため、A農場6名、B農場5名動員した。当所から派遣した2名のうち1名は、川越家保所内で技術的助言を行い、残り1名については農場従事者として埋却指導を行った（図6）。

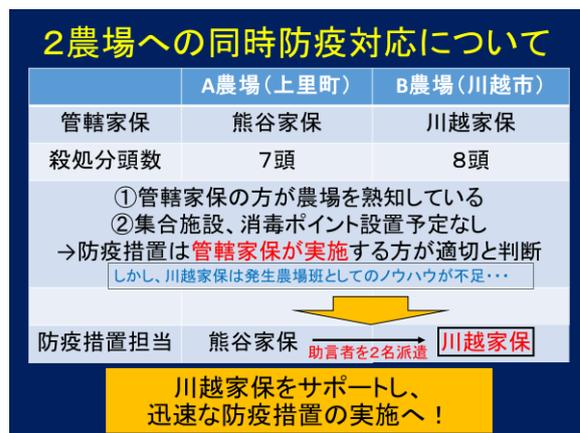


図5：県内2農場への同時防疫対応

		A農場（上里町）	B農場（川越市）
1日目	殺処分 家畜防疫員	3名	3名 熊谷派遣者1名は川越家保で助言
	消毒・埋却 家畜防疫員	2名	2名 うち1名は熊谷派遣者農場で埋却指導
2日目	埋却 建設業協会	6名	5名
	一般動員者	—	—

図6：作業従事者の内訳

防疫措置の経過については、令和3年12月25日19時にA、B両農場で殺処分を開始し、A農場は19時30分、B農場は20時15分に完了した。埋却及び農場消毒作業については、A農場は12月26日8時に、B農場は同日9時40分に開始し、A農場が埋却を完了した14時を以って両農場の防疫措置が完了した（図7）。

本事例の防疫対応の経過		
	A農場（上里町）	B農場（川越市）
殺処分頭数	7頭	8頭
殺処分開始	12月25日19時00分	12月25日19時00分
殺処分完了	同日19時30分	同日20時15分
埋却・農場消毒開始	12月26日8時00分	12月26日9時40分
埋却・農場消毒完了	同日14時00分 （防疫措置完了）	同日12時30分 （防疫措置完了）



図7：防疫対応の経過

V 迅速な防疫対応に向けて

本事例では、管轄家保が防疫措置を担うことで、少人数で迅速に作業を行うことができた。今後より迅速に対応するために本県や当所で取り組みがなされている。

1点目は農家情報共有の集約化である。従来では各家保が保有する農家情報を県庁ネットワークドライブで共有する他、国家畜防疫マップシステムで農家位置情報や特定家畜伝染病発生時の制限区域についても共有していた。令和4年2月に家畜衛生情報マップシステムを導入し、埼玉県独自の家畜防疫マップシステムを整備し、農家情報を一元化した。さらに、本システムでは農場毎のVR画像を作成できるため、防疫措置時の農場内導線の作成に非常に有効である。現在、農場のVR画像撮影に向けて準備中である。また、各家保にスマートフォン及びタブレット端末を整備し、特定家畜伝染病疑い事例や防疫措置時の現地状況を即時に共有できるようになった。

2点目は防疫資材の整備及び備蓄の推進である。現在、当所倉庫に初動防疫資材を中心に保管している。資材をかご台車に格納することで、発生時に迅速な搬出やトラックへの積み込みが可能となっている。また毎年度発生農場担当内で棚卸しをおこなうことで、機材の用途や使用方法についての知識を伝達し、知識及び技術の維持に努めている。

今後は家畜衛生マップシステムを活用し、VR画像などの農家情報を強化するとともに防疫資材の整備を維持して特定家畜伝染病発生に備えたい。

迅速な防疫対応に向けて①

①農家情報共有の集約化

従来

- ・各家保が保有する情報を県ネットワークドライブで共有
- ・国家畜防疫マップシステムの利用



↓

令和4年2月～

家畜衛生関連情報共有システムを導入

- (1) 県独自の家畜防疫マップシステム用PCの整備
県内農家情報の一元管理、農場VR画像の作成
→順次整備予定
- (2) スマートフォン、タブレット端末の整備
特定家畜伝染病疑い事例や防疫措置時の画像
や作業状況をzoomアプリで共有
→農場・家保・畜産安全課でリアルタイムで共有

図 8 : 農家情報の集約化

迅速な防疫対応に向けて②

②防疫資材の整備・備蓄

- ・初動防疫に必要な資材を中心に、当所倉庫内に整備
- かご台車に収納することで、迅速な運び出しが可能
- ・発生毎に再整備・備蓄
- ・毎年、担当内で棚卸しをおこない資材在庫確認
- 新担当者と資材・機材の用途や使用方法について確認




図 9 : 防疫資材の整備

参考文献

- 1) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針：令和2年7月1日農林水産大臣公表